# 訪問看護重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

## I 訪問看護事業者の概要

法人名称		社会福祉法人 愛生福祉会				
代表者		理事長 増井 香織				
	(住所)	名古屋市北区鳩岡町1丁目7-20				
所在地	(電話)	052-916-3759				
	(FAX)	052-916-3756				
設立年月日	1989年7月1日					

## Ⅱ 事業所の概要

## (1)事業所の所在地等

事業所名称		御桜乃里訪問看護ステーション					
管理者		新居 真理子					
	(住所)	愛知県丹羽郡大口町下小口6丁目124-2					
所在地	(電話)	(固定電話)0587-95-8151 (携帯電話)080-2607-3192					
	(FAX)	0587-95-8680					
サービスの種類		指定訪問看護 指定介護予防訪問看護					
介護保険事業所番号	2365390125						
通常の事業の実施地域	_	大口町、扶桑町、江南市、犬山市、小牧市					

# (2)事業の目的と運営の方針

事業の目的	社会福祉法人愛生福祉会が開設する御桜乃里訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。
運営の方針	①ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 ②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (3)事業所の職員体制

職種	人員	常勤換算      備考
看護師	( 常勤 3名 ) ( 非常勤 7名 )	7.7 名 管理業務を行うもの を含む
准看護師	(常勤 名) (非常勤 名)	名
保健師	(常勤 名) (非常勤 名)	名
理学・作業療法士・言語聴覚士	(常勤 名) (非常勤 名)	名
事務担当職員	( 常勤 名 ) ( 非常勤 1名 )	0.4 名

### (4)サービス提供時間

, ,		
	営業日•営業時間	月曜日~日 曜日(1月1日~1月3日を除く) ※営業日以外のご利用は要相談 午前8時30分~午後5時30分

### Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

### Ⅳ 費用

利用料金 (介護報酬)

所要時間		単位数	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
20分未満		314単位	320	640	960
30分未満	訪問	471単位	480	960	1,440
30分~1時間未満	問看護	823単位	840	1,680	2,520
1時間~1時間30分未満		1128単位	1,151	2,302	3,453
1回あたり(理学療法士等)		294単位	300	600	900
20分未満	訪	303単位	309	618	927
30分未満	問看護(予防	451単位	460	920	1,380
30~1時間未満		794単位	810	1,620	2,430
1時間~1時間30分未満		1090単位	1,112	2,224	3,336
1回あたり(理学療法士等)		284単位	289	578	867

## 加算減算(介護報酬)

加算の種類	単位数	要件	
夜間•早朝加算	基本単価の25% /1回	夜間(午後6時~午後10時)、早朝(午前6時~午前8時)に訪問看護 を行った場合	
深夜加算	基本単価の50% /1回	深夜(午後10時~午前6時)に訪問看護を行った場合	
複数名訪問加算(I)	254単位/1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合	
後	402単位/1回	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合	
複数名訪問加算(Ⅱ)	201単位/1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を 行った場合	
後	317単位/1回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を 行った場合	
長時間訪問看護加算	300単位/1回	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護 を行った場合	
事業所と同一の建物に居住 する利用者に対しての提供 減算	基本単価の10%を 減算(90/100を 算定)	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、もしくは同一の建物に居住する利用者、または1月あたり同一の建物に居住する2 0人以上の利用者にサービスを提供した場合	
緊急時訪問看護加算	574単位/1月	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合	
特別管理加算(I)	500単位/1月	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的	
特別管理加算(Ⅱ)	250単位/1月	な管理を行う場合	
ターミナルケア加算	2500単位/1月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に 2日以上ターミナルケアを実施した場合	
初回加算(I)	350単位/1月	看護師が退院・退所当日に初回訪問した場合	
初回加算(Ⅱ)	300単位/1月	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、訪問看護計画 書を作成した場合	
退院時共同指導加算	600単位/1回	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要 な退院時共同指導を行った場合	
看護·介護職員連携強化加 算	250単位/1月	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及 び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等に同行し業務の 実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携 体制確保のための会議に出席した場合	
看護体制強化加算(I)	600単位/1月	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が5 0%を超えること②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が30%を超えること③前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が5名以上であること。①②③のすべての条件を満たす場合	
看護体制強化加算(Ⅱ)	300単位/1月	①前6か月間利用者総数のうち、緊急時訪問看護加算の割合が5 0%を超えること②前6か月間利用者総数のうち、特別管理加算の割合が30%を超えること③前12か月間において、ターミナルケア加算の人数が1名以上であること。①または②の条件を満たし、③の条件を満たす場合	

<sup>\*</sup> 准看護師による(予防)訪問看護 准看護師が訪問する場合の単位数×90/100

## 利用料金 (医療保険)

利用科並(医療体限)						
基本料金(1日につき)						
基本療養費(看護)	医療費	1割負担	2割負担	3割負担		
週3日まで	5, 550円	555円	1, 110円	1, 665円		
週4日以降 (末期の悪性腫瘍や神経難病など厚生労働大臣が定める疾病の患者様のみ)	6, 550円	655円	1, 310円	1, 965円		

基本療	養費(リハビリ)	医療費	1割負担	2割負担	3割負担
一律		5, 550円	555円	1, 110円	1, 665円
訪問看護管理療養費(機能強化型以外)		医療費	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護管理網	療養費 月の初日の訪問	7, 670円	767円	1, 534円	2, 301円
訪問看護管理療養費	訪問看護管理療養費1	3, 000円	300円	600円	900円
月の2日目以降の訪問看護	訪問看護管理療養費2	2, 500円	250円	500円	750円
	者訪問看護・指導料 人以上の場合	医療費	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで		2, 780円	278円	556円	834円
	末期の悪性腫瘍や神 生労働大臣が定める のみ)	3, 280円	328円	656円	984円
同一建物居住者	訪問看護・指導料(リハビリ)	医療費	1割負担	2割負担	3割負担
一律		2, 780円	278円	556円	834円
加算項	目(1日につき)	医療費	1割負担	2割負担	3割負担
	1日に2回以上訪問した場合	4, 500円	450円	900円	1, 350円
複数回訪問加算	1日に3回以上訪問した場合	8, 000円	800円	1, 600円	2, 400円
緊急時訪問	月14日目まで	2, 650円	265円	530円	795円
看護加算	月15日目以降	2, 000円	200円	400円	600円
夜間·早朝訪 問看護	6~8時、18~22時に 訪問した場合	2, 100円	210円	420円	630円
深夜訪問加 質	22~翌6時に訪問した場合	4, 200円	420円	840円	1, 260円
	目(1日につき)	医療費	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問 加算	2名以上の看護師が 訪問した場合	4, 500円	450円	900円	1, 350円
長時間訪問 看護加算	90分を超える訪問を 行った場合	5, 200円	520円	1, 040円	1, 560円
加算項目(	1日につき・その他)	医療費	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応 体制加算	利用者又はその家族 から電話等により看護 に関する意見を求めら れた場合に常時対応 できる体制にあって、 且つ、24時間対応でき る体制にある場合	6, 520円	652円	1, 304円	1, 956円
在宅患者連 携指導加算	訪問している医療機 関や薬局と情報共有 し、指導を行った場合	3, 000円	300円	600円	900円
退院支援指 導加算(1日 につき1回も しくは2回)	保険医療機関から退 院する利用者に対し て退院日に在宅医療 上必要な指導を行っ た場合	6, 000円	600円	1, 200円	1, 800円
	在宅酸素療法、在宅 自己導尿、人工肛門 や人工膀胱を造設し ている患者様等、特別	2, 500円	250円	500円	750円

	な管理を必要とする場合)				
	在宅悪性腫瘍指導管 理、在宅気管切開指 導管理など要する、よ り重症度の高い患者 様への特別な管理	5, 000円	500円	1, 000円	1, 500円
訪問看護ターミナルケア療養費	ターミナルケアを行った場合	25, 000円	2, 500円	5, 000円	7, 500円
保険外(自 費、税込み)	エンゼルケア		10, 000円		

- \*准看護師の訪問は、10%減額になります。
- \*運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- \*運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)
- \*詳細は別紙参照

#### その他の費用

- ①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。
  - ※通常実施地域以外の地域の場合は、1キロメートルにつき 20 円のご負担となります。
- ②衛生材料費・・ご利用者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。 ※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。
- ③交通費、衛生材料費など利用者負担金は、(1)の①もしくは②とともに、翌月の 10 日すぎに請求書をお送りしますので、 現金もしくは口座振り込みでお支払いください。
- ④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。 居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その 後、市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。
  - 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。
  - 利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。
- ⑤その他の費用··サービスの実施に必要な自宅での水道·電気·ガス·電話などの費用は、利用者負担となります。

### ∇ キャンセル料

ご利用者の都合により、サービスを中止する場合は、次のキャンセル料が発生します。					
①利用日の前日までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です				
②利用日の当日に連絡がなかった場合	提供あたりの料金の100%を請求いたします				

### VI 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅 介護支援事業者に連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医名			
<b>上海城场</b>	連絡先					
緊急連絡先	氏名、連絡先				続柄	
	氏名、連絡先				続柄	

### Ⅷ 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに、ご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業者が所有、使用または管理している各種の施設・整備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として保険に加入しております。

### Ⅲ 身体拘束の禁止について

ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体拘束を行うものとします。

事業所は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとします。

### Ⅳ 虐待の防止について

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ③事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者(ご利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

### X 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制を構築するために次の措置を講ず るものとする。

- ①感染症対策・業務継続に関する定期的な会議の開催
- ②感染対策・業務継続に関する指針の整備
- ③定期的な研修及び訓練の実施
- ④事業所の備品の衛生的管理
- ⑤個人の健康管理

### XI サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

事業者の窓口	名称	御桜乃里訪問看護ステーション 担当:新居真理子	
	所在地	愛知県丹羽郡大口町下小口6丁目124-2	
	電話番号 0587-95-8151 FAX番号 0587-95-8680		
事業実施地 域市町村役 場	大口町		長寿ふくし課 大口町健康文化センター1皆
	扶桑町	電話:0587-93-1111	健康福祉部 介護健康課 介護グループ
	犬山市	電話:0568-61-1800	長寿社会課 介護保険担当
	小牧市		健康福祉部 介護保険課
	江南市		高齢者生きがい課 介護保険グループ
公的団体の窓口	名称	愛知県国民健康保険団体連合会介護福祉課内 苦情相談室	
	所在地	愛知県名古屋市東区泉1丁目6-5	
	電話番号	052-971-4165	
	FAX番号	052-971-4165	

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いたためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

## 説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明をしました。

事業者名: 社会福祉法人 愛生福祉会

御桜乃里訪問看護ステーション

サービス契約締結にあたり、重要事項について文書で説明を受けました。

利用者氏名 印

家族または後見人・代理人 (続柄 )

<u>氏名</u>